

# 農業者の皆様へ

## 青色申告を始めましょう！

- 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、**税制上のメリット**もありますので、**早速、取り組んでみましょう。**
- なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました（裏面参照）。

青色申告を始めるには、まず何をすればいいの？



新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、**平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出**する必要があります。

この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます(申告時期は平成30年2～3月)。

<青色申告承認申請書の様式>

税務署受付印		1 0 9 0	
所得税の青色申告承認申請書			
納税地	○住所地・○届所地・○事業所等 (該当するものを選択してください。) (〒 - - ) (TEL - - )		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - ) (TEL - - )		
フリガナ	氏名	生年月日	○大正 ○昭和 ○平成
フリガナ	職業	屋号	

平成\_\_\_\_年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

- 事業所又は所得の基となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の異なるごとに記載します。)  
名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_
- 所得の種類 (該当する事項を選択してください。)  
○事業所得 ・ ○不動産所得 ・ ○山林所得
- いまままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無  
(1) ○有 (○取消し・○取りやめ) \_\_\_\_年\_\_月\_\_日 (2) ○無
- 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日
- 相続による事業承継の有無  
(1) ○有 相続開始年月日 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日 被相続人の氏名 \_\_\_\_\_ (2) ○無
- その他参考事項  
(1) 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。)  
○複式簿記・○簡易簿記・○その他 ( )  
(2) 備付帳簿名 (青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。)  
○現金出納帳・○売掛帳・○買掛帳・○経費帳・○固定資産台帳・○預金出納帳・○手形記入帳  
○債権債務記入帳・○総勘定元帳・○仕訳帳・○入金伝票・○出金伝票・○振替伝票・○現金式簡易帳簿・○その他  
(3) その他

関与税理士	税務署	整理番号	届出年月日	A	B	C
(TEL - - )	01					
	通信日付印の年月日	確認印				
	年 月 日					

### 青色申告とは

○「**正規の簿記**」と「**簡易な方式**」があります。

- 正規の簿記は、複式簿記です。
- 簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備することが必要です。

### 青色申告の主なメリット

○ **青色申告特別控除**

「**正規の簿記**」の場合は**65万円**を、「**簡易な方式**」の場合は**10万円**を所得から控除可能です。

○ **損失の繰越しと繰戻し**

**損失額を翌年以後3年間 (法人は9年間) にわたって繰り越して**、各年分の所得から控除可能です。  
また、繰越しに代えて、**損失額を前年に繰り戻して**、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※ 帳簿を付けることで、**自らの経営状況をつかみやすくなる**とともに、**金融機関からの信用を得やすい**といった経営上のメリットも出てきます。



# 収入保険制度に関する「農業競争力強化プログラム」の取りまとめの概要

政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

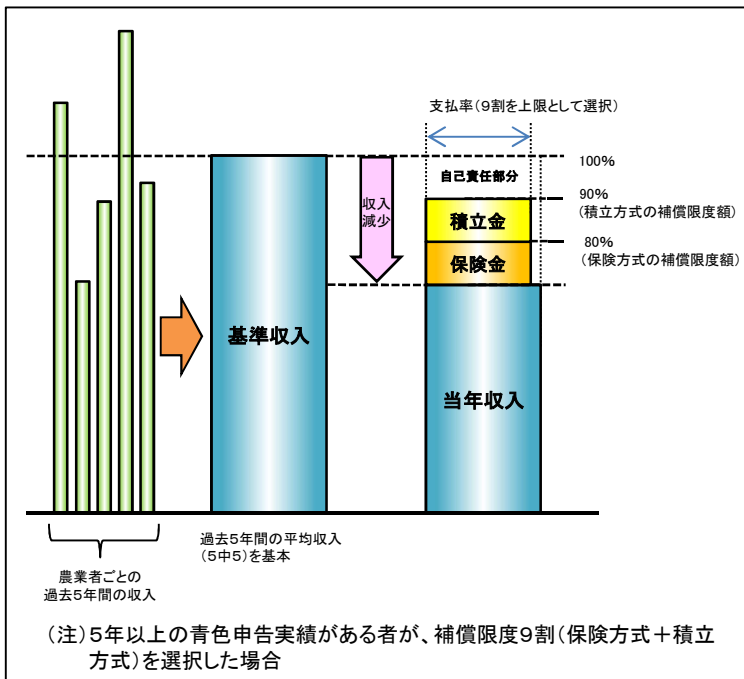
## <収入保険制度の具体的な仕組み>

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。主な内容は、次のとおりです。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
  - ※5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填します。
  - ※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均（5中5）を基本とし、規模拡大など当年の営農計画等も考慮して設定します。
  - ※補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。
  - ※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できません。
- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）
  - ※保険料は掛捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。
  - ※積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※ 収入保険制度と農業共済やナラシ対策などの類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

## <収入保険制度の補填方式>



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割(8割が保険方式+1割が積立方式)、支払率9割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

保険料は、 7.2万円  
積立金は、 22.5万円

合計 29.7万円

補填金額

収入減少の程度 (当年収入)	補填金の合計	補填金の内訳		補填金を含めた 当年収入 (対基準収入)
		保険金	積立金	
30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
100% ( 0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

## － 問い合わせ先（ホットライン）－

お問合せは、電話またはホームページの問合せメールからお願いします。

○和歌山県拠点ホットライン電話番号 073-436-3831

○和歌山県拠点ホームページ

<http://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/wakayama/index2012.html>